

陳情第101号	受理年月日	令和8年5月26日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	住民票や戸籍謄本の「事前登録型本人通知制度」の導入について	
要旨	<p>最近、他人の住民票や戸籍謄本を役所の窓口で不正に入手悪用して、他人になりすまして他人の不動産を違法に売買する、いわゆる「地面師詐欺事件」が発生して深刻な被害者が出ているニュースを目にする。</p> <p>この犯罪から自分を守る対策として、「事前登録型本人通知制度」が設けられている。住民がこの登録を市区町村にしておけば、家族以外の他人が自分の住民票や戸籍謄本を取得した場合、役所から本人に「あなたの書類が取得されました」との通知が届くようになっている。</p> <p>現在、福岡市をはじめ全国の多くの市町村では、早くから「事前登録型本人通知制度」を導入して、個人情報の漏えいや差別につながる身元調査、地面師詐欺被害から住民を守っている。(福岡市は平成27年9月導入)</p> <p>本市においても、直ちに「事前登録型本人通知制度」を導入されたい。</p>	